

妊娠・出産・子育てなど

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
不育症治療助成	医療機関において不育症と診断され、治療の必要が認められた方で、下記の３項目すべてを満たしている方に対し、治療費の一部を助成 ①法律上の婚姻夫婦（事実上婚姻関係同様の事情のある方を含む）で、医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められたもの ②申請時点において、夫婦どちらか一方が市内に１年以上住所を有していること ③夫、妻ともに市税を滞納していないこと	治療期間毎に治療に要した費用（同一年度で上限 30 万円） ※不育症治療を開始した日から 5 年を超えた場合は対象外	個人
妊娠出産等応援給付金	令和 5 年 4 月 1 日以降に妊娠届を提出した妊婦のうち、届出日より 1 年以上前から夫婦のどちらか一方が、本市に住所を有する者	妊婦 1 人につき 5 万円	個人
 出産応援給付金	鹿角市に妊娠届を提出し、アンケートを記入、面談を実施した妊婦	妊婦 1 人につき 5 万円	個人
 子育て応援給付金	こんにちは赤ちゃん訪問などで、アンケートを記入、面談を実施した子の養育者	子 1 人につき 7 万円	個人
産後ケア事業（訪問型）	赤ちゃんの栄養や育児について悩みのある産後 1 年を経過しない①・②どちらかに該当する方に対し、助産師の訪問に要する費用を助成 ①母乳育児相談補助券を 3 回使用した方 ②産後 6 カ月を経過している方	利用券 1 ～ 5 枚目（全額助成） 6 枚目（4,500 円分） ※非課税世帯や生活保護世帯は全額助成	個人

 すこやか子育て課 健康づくり班（子育て世代包括支援窓口 PIKE ☆ PIKE） ☎ 30-0265

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
児童扶養手当	18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までにある児童を養育監護しているひとり親または養育者に支給 ※所得制限あり	所得額に応じて月額 10,410 円～ 44,140 円（児童が 1 人の場合）。2 人目月額 5,210 円～ 10,420 円を加算。3 人目以降月額 3,130 円～ 6,250 円を加算	個人
児童手当	中学校修了前までの児童を養育している方に支給 ※所得上限あり	3 歳未満月額 1 万 5 千円、3 歳以上月額 1 万円（第 3 子以降月額 1 万 5 千円）、中学生月額 1 万円。 ※所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、一律月額 5 千円（特例給付対象者）	個人
母子家庭等自立支援給付金【教育訓練給付金】	ひとり親家庭の父母で児童扶養手当を受給している（またはこれと同等の所得水準にあると認められる）方で、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況等から判断して、対象講座等の受講が適職への就業に必要と認められる場合に支給	①雇用保険法の規定による一般教育訓練給付金の支給を受けることができない場合、受講費用の 3/5 相当（上限 20 万円で 1 万 2 千円以下は支給対象外） ②雇用保険法の規定による一般教育訓練給付金の支給を受けることができる場合、①に定める額から、一般教育訓練給付金の額を差し引いた額	個人
母子家庭等自立支援給付金【高等職業訓練給付金】	ひとり親家庭の父母で児童扶養手当を受給している（またはこれと同等の所得水準にあると認められる）方で、養成機関において 1 年以上の課程を修業しており、当該資格の取得が見込まれ、就業または育児と修業との両立が困難であると認められる場合に支給	<訓練促進給付金> ①市民税非課税世帯月額 10 万円 ②上記以外月額 7 万 500 円 <修了支援給付金> ①市民税非課税世帯 5 万円 ②上記以外 2 万 5 千円 ※訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給	個人
すこやか子育て支援事業	保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域型保育施設などの保育料（3 歳未満児）および副食費（3 歳以上児）を助成	<保育料> 無料（第 5 階層までの第 1 子、第 6 階層までの第 2 子、第 3 子以降） <副食費> 無料	個人
子育てファミリー支援事業	平成 30 年 4 月 2 日以降に第 3 子以降が生まれ、かつ、その子を含む 3 人以上の子を養育している方に支給	就学前の子が利用した一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター、任意の予防接種の費用について、対象者、単年度につき 1 万 5 千円を上限に助成	個人

 すこやか子育て課 こども家庭応援班 ☎ 30-0235

出会い・結婚など

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
結婚サポート推進事業	あきた結婚支援センターへの入会登録料を助成	入会登録料 1 万円（全額助成）	個人
出会い創出事業補助金	出会いイベントを開催する団体や個人（結婚サポーター）に対し、事業に必要な経費（会場費、広告宣伝費、司会者費用、消耗品費など）を助成 ※参加者のうち、独身者が 10 人以上であり、市内居住者が 1/4 以上であることが条件	補助率:10/10（団体:上限 10 万円、結婚サポーター:上限 20 万円）	団体・個人（結婚サポーター）
結婚新生活支援事業補助金	婚姻に伴う住宅購入、賃貸、リフォーム、引っ越しなどにかかる費用を助成 ※申請時点で夫婦ともに市内に住民登録している ※婚姻時点で夫婦ともに 39 歳以下 ※世帯所得 500 万円未満	補助率：10/10（上限 30 万円、夫婦ともに 29 歳以下の場合は 60 万円）	個人

 政策企画課 政策推進班 ☎ 30-0205

妊娠・出産・子育てなど

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
妊産婦等健康診査	妊産婦等健康診査（新生児聴覚検査、母乳育児相談を含む）を受診した妊産婦に対し、受診料の一部を助成	受診料の全部または一部を助成する受診票 23 枚 ※多胎妊娠の場合は 6 枚追加	個人
妊婦歯科健康診査	妊婦歯科健康診査を受診した妊婦に対し、受診料の一部を助成	受診票 1 枚（上限 4 千円）	個人
生後 1 か月児健康診査	退院後 2 か月以内の乳児に対する健康診査の受診料を助成	受診票 1 枚（上限 8 千円）	個人
12 か月児健康診査	1 歳～ 1 歳 6 か月未満の小児に対する健康診査の受診料を助成	受診票 1 枚（全額助成）	個人
2 歳児歯科健康診査	2 歳～ 2 歳 6 か月未満の小児に対する歯科健診の受診料を助成	受診票 1 枚（全額助成）	個人
2 歳児フッ化物塗布	2 歳～ 3 歳未満の小児に対するフッ化物塗布費用を助成	無料クーポン券 2 枚 ※ 2 枚目は 2 歳 6 か月未満で、フッ化物塗布をした小児に限る	個人
未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院療育を必要と認めた 1 歳未満の乳児に対する医療費の一部を給付	保護者の所得や乳児の入院日数によって算定された額	個人
特定不妊治療助成	体外受精または顕微授精を行う下記の 2 項目すべてを満たしている方に対し、治療費の一部を助成 ①秋田県特定不妊治療費助成事業に基づく助成金の交付決定を受けていること ②申請時点において、法律上の婚姻夫婦（事実上婚姻関係同様の事情のある方を含む）どちらか一方が、市内に 1 年以上住所を有していること	特定不妊治療に要した自己負担額から秋田県の助成額および高額療養費（該当者のみ）を控除した額 ※対象者によって上限額が異なります ①治療開始時 40 歳未満で 6 回目まで（保険診療） ②治療開始時 40 歳以上 43 歳未満で 3 回目まで（保険診療） ③治療開始時 40 歳未満で 7 ～ 9 回目まで（保険外診療） ①②に該当する方：治療 1 回あたり上限 5 万円 ③に該当する方：治療 1 回あたり上限 10 万円	個人
一般不妊治療助成	不妊検査（超音波検査、ホルモン検査、子宮卵管造影検査、精液検査、その他医師が必要と認めた不妊検査）、特定不妊治療を除く不妊治療、人工授精を行う下記の 3 項目すべてを満たしている方に対し、治療費の一部を助成 ①法律上の婚姻夫婦（事実上婚姻関係同様の事情のある方を含む）で、不妊治療以外では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること ②申請時点において、夫婦どちらか一方が市内に 1 年以上住所を有していること ③夫、妻ともに市税を滞納していないこと	一般不妊治療に要した費用（同一年度で上限 5 万円） ※一般不妊治療を開始した日または治療により出産後、再度治療を開始した日から 5 年を超えた場合は対象外	個人

 すこやか子育て課 健康づくり班（子育て世代包括支援窓口 PIKE ☆ PIKE） ☎ 30-0265